

氏名(本籍)	けんもち たけし 健(広島県)		
学位の種類	博士(社会経済)		
学位記番号	博甲第4265号		
学位授与年月日	平成19年3月23日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	システム情報工学研究科		
学位論文題目	Fiscal Policies in General Equilibrium Models with Home Production (家計生産をもつ一般均衡モデルにおける財政政策)		
主査	筑波大学教授	Ph. D. (国際経済学)	藤井英次
副査	筑波大学教授	学術博士	吉田雅敏
副査	筑波大学教授	博士(経済学)	吉田あつし
副査	筑波大学助教授	博士(経済学)	江口匡太
副査	筑波大学講師	博士(経済学)	大久保正勝

論文の内容の要旨

本論文は経済活動における家計生産の重要性に注目しながら、財政政策に関する3つの重要な考察を行っている。最初に、老人介護サービスの問題を取り上げ、市場調達による介護サービスへの消費税の非課税措置が、家計の行動や世代間の税負担に及ぼす影響を考察している。次に、老人介護サービスや育児保育サービスなど、サービス部門の労働賃金への減税が失業に及ぼす効果について、中央集権的労働組合が介在する賃金設定を組み入れたモデル分析を行っている。そして最後に、家計生産を明示的に組み込んだ一般均衡モデルを使って、財政政策の乗数効果について考察している。本論文はこれらの3つの考察を通じて、家計生産が重要な役割を担う経済における財政政策の効果やあり方を考察し、政策的示唆を提示するものである。

本論文は4つの章から構成されており、第1章は後の3つの章の分析や考察に共通する問題背景に触れながら、研究の目的と動機について述べている。第2章では、少子高齢化に伴い家計生産から市場調達への移行が拡大しつつある老人介護サービスについて、消費税の課税・非課税措置が家計の行動に及ぼす効果を考察している。家計生産が若年期消費に補完的かつサービス需要に対して代替的であれば、課税・非課税の違いが世代間の実質的負担に関して全く逆の結果をもたらし得る点などが示されている。

第3章では、欧州などで見られるサービス部門における労働所得減税の雇用対策効果について、賃金決定に関与する労働組合が中央集権的であるという特徴を組み入れることで、重要な先行研究を拡張した分析を行っている。分析の結果からは、中央集権的な労働組合が賃金決定に介在する場合、相当に高い当初水準からの減税が実施されない限り、サービス部門における減税は雇用対策として有効でないことを指摘している。

第4章では税から公共支出へと視点を移し、家計生産を組み入れた2部門不完全競争モデルを構築し、公共サービスと公共財を区別した上で財政支出の乗数効果についての考察を行っている。家計が純粋な余暇活動に時間を分配しないという仮定の下では、短期的には公共財の乗数効果が正であるのに対し、公共サービスのそれは負になるものの、長期的にはその逆が生じるという結果を得ている。一方で、純粋な余暇活動に時間が分配されると、公共サービスへの支出は必ずしも短期的に国民所得に負の乗数効果を持たず、財部門とサービス部門における不完全競争の度合いが乗数効果の鍵を握ることが示されている。

審 査 の 結 果 の 要 旨

少子高齢化が顕在化する中、今後の人口構成の変化やそれに伴う社会的変革を見据えた公共政策のあり方を問うことは、研究者や政策担当者にとって極めて重要な課題となっている。その際、家計はサービス・財を市場から調達するだけでなく、自ら生産・供給・消費するという選択肢も有しているという事実を十分に考慮しなければ、課税や政府支出など財政政策の効果を正確に論じることはできない。剣持健氏は、この点に着目し、家計生産の存在が課税や政府支出のあり方にどのような影響を与えるかという、時宜を得た重要なテーマに取り組んでいる。サービス部門を財部門から区別し、家計生産を明示的に組み入れるだけでなく、不完全競争を取り入れるなどして内容の濃いモデル分析を行っており、3つの具体的問題についてそれぞれ興味深い結論を引き出している。それらの分析結果からは、税制や政府支出を通じた政策効果を根本的に左右するいくつかの重要な条件・仮定が特定され、政策議論への有益な示唆に富む論文となっている。

但し、課題として、モデル分析の限界についてのより丁寧な議論の必要性が指摘される。各検証テーマの下でモデルが要した仮定や制約条件の持つ経済学的意味合いについて、より踏み込んだ議論・考察を行えば、論文の質は更に向上するであろう。

本論文を基にした論文1編が既に専門学術雑誌に掲載されており、全体として高水準の学位請求論文になっている。以上から、本論文は著者が博士（社会経済）の学位を受けるに十分な資格を有することを示すものと判断される。

よって、著者は博士（社会経済）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。